

○東京藝術大学社会連携センター研究部要項

〔令和4年3月3日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学社会連携センター規則第8条第2項の規定に基づき、東京藝術大学社会連携センター（以下「センター」という。）に置く研究部の組織と運営について定めるものとする。

(研究部の設置)

第2条 センターに、社会連携活動、社会連携に関する教育研究並びにセンター活動を推進するため、次の研究部を置く。

- (1) インキュベーション部
- (2) 研究支援マネジメント部
- (3) 教育推進マネジメント部
- (4) 企画マネジメント部

(研究部の主な所掌)

第3条 インキュベーション部の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 産官学連携コーディネートに係る調査、研究及び各部局等との調整
- (2) 産官学連携に係る方策の企画運営
- (3) その他センターの社会連携活動、教育研究に関すること。

第4条 研究支援マネジメント部の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究資金に係る獲得方策の調査、研究及び実施
- (2) 研究活動に係る情報発信の調査、研究
- (3) 知財戦略及び知財管理の調査、研究
- (4) センター紀要の編集発行
- (5) その他センターの社会連携活動、教育研究に関すること。

第5条 教育推進マネジメント部の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センター教育科目のカリキュラム作成と教育科目の運営
- (2) 卒業生、修了生を対象としたセンター教育科目の調査、研究
- (3) その他センターの社会連携活動、教育研究に関すること。

第6条 企画マネジメント部の主な所掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センターの事業計画に係る企画
- (2) 藝大シーズ集（主に社会連携活動の成果集）に係る調査、研究
- (3) センターの広報戦略に係る企画
- (4) その他センターの社会連携活動、教育研究に関すること。

(組織)

第7条 研究部は、センター長、副センター長及びセンターの教員をもって組織する。

2 研究部に所属する教員は、センター長が指名する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、研究部の運営に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。